

第1192回 高知市教育委員会 11月臨時会 議事録

1 開催日 平成29年11月13日（月）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第52号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	横 田 寿 生
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	教育政策課長	和 田 典 子
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	人権・こども支援課生徒指導対策監	西 澤 勇 司
	教育研究所長	近 森 夏 彦
	教育研究所特別支援教育班長	寺 尾 恵理佳
	教育政策課長補佐	吉 本 忠 邦
教育政策課総務担当係長	横 田 由紀子	
教育政策課主任	北 岡 美 樹	

1 平成29年11月13日（月） 午後3時00分～午後4時25分
（たかじょう5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時00分

横田教育長

第1192回高知市教育委員会11月臨時会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は谷委員さん、お願いいたします。

谷委員

はい。

横田教育長

それでは、議案審査に移ります。

本日の議案は1件です。市教委第52号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」を議題とします。先の9月の定例会におきまして、事務局で行いました一次評価について、報告を受け協議をいたしました。その協議結果を踏まえての内容と、一次評価に対する事務点検・評価委員2名の先生方のご意見の入った報告書の素案を、ご一読いただいていることとします。本日は事務局から説明後、内容に関して委員さん方からご意見をいただくこととし、次回11月27日の定例会におきまして、今回委員からいただいたご意見を踏まえて、議会に提出する最終的な事務点検・評価報告書を取りまとめることとしたいと思っております。

それでは、3つの点検項目について前回からの修正点や点検・評価委員の先生方のご意見への対応等について、事務局から説明をお願いします。1項目ずつ審議をしていきたいと思っております。

まず、対象事務1の学力向上対策について事務局からの説明をお願いします。

学校教育課長

では、報告書の3ページをお開きください。

まず、前回検討いただいていた中で下段にある、学力向上アクティブ・プランで、特にアクティブ1、2、3とあるのですが、この中で今年度特に目新しい、新たな取組は、というご質問をいただきました。資料がございまして、これも同時に見ていただきたいんですが、資料集の1、2ページをご覧ください。

1ページが前回お示ししたのですが、2ページ目に、アクティブ1、2、3のNEW1、2、3と書いてるところも今年度新たな取組になります。特にNEW1につきましては前回も説明させていただきましたが、学力向上総括専門官として齊藤一弥先生をお招きして、小学校・中学校に数多く訪問をしているところでございます。NEW2、3につきましては、この後の提言をいただいた中にも関連したものがありますので、その際に説明したいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、報告書の6ページをご覧ください。

ここからが点検・評価委員からいただきました7つの提言に対する取組として提示してあります。

まず順次追って説明させていただきますが、提言①におきましては、個人カルテの活用。例えば、児童生徒の学習におけるつまずきについて、具体的な指導方法を教員へ提示する際に使用してみようという提言につきまして、資料の3ページになるんですが、ここに個人カルテのイメージ

図を示してあります。左側から小学校1年から右に行くごとに従って小学校6年までです。さらには中学校の1年から3年まで、この個人カルテは算数・数学において単元ごとに、問題がどの程度できているか、達成しているかを見ていくテストでございます。これは県教育委員会が数年前から既に実施しているんですけど、学校でいうと一つの平均点ぐらいのものを上げていることでありまして、一人一人に対するこういった個人カルテという形式にはなっていませんでしたので、今回、市教委で個人カルテとして活用していくものです。この個人カルテを活用することによりまして、小・中学校9年間の結果を基に、ここでは算数・数学を特化していますが、領域別であるとか問題別に定着が図れていないかをしっかり把握して、また手立てを講じるものの資料として考えております。

次に、報告書の6ページの下に提言②があります。ここにつきましても、この個人カルテに基づいた指導計画並びに指導方法と放課後学習支援員との連携ということをいただきまして、正に個人カルテを基にして、これを有効活用することで放課後学習支援員と教員とが指導計画や指導方法の共有が図れるものであると考えているところです。

では、報告書7ページになります。提言③学びそのものを魅力的にする観点に立った、管理職や教員が次期学習指導要領について真に理解できる研修の実施とございます。このことにつきましては、もう一度戻っていただいて、資料2ページのNEW2になります。いわゆる新教育課程に特化した研究として、本年度は定例校長会におきまして継続的な実施をしております。また、夏季休業中、8月には教頭、主幹教諭、指導教諭、教務主任を対象とした悉皆研修としても実施してきました。さらには各学校への出前研修としまして、現在のところ、小学校11校、中学校5校、義務教育学校1校、高知商業高等学校への出前研修としても各学校に出向いて行って、校内での研修に参加して周知を行っているところです。さらに、多くの学校の先生方が参加されます研究発表会であるとか、または市教研等への出前等も積極的に参加して周知を図っているところでございます。

では、次に提言④にまいります。モデルとなる次期学習指導要領研修実施校の県民への周知ということがございます。資料2のNEW3になりますが、カリキュラム・マネジメント事業として小学校4校、中学校1校の計5校、教育拠点校として小学校4校、研究モデル校としての先進的に新学習指導要領を具現化する取組が進められているところです。このような取組を県民への周知ということにつきましては、まずは学校教育課のホームページでしっかり周知を図ること。さらには今後の検討なんですけど、本市では広報紙として「あかるいまち」等がありますので、こういうところの掲載も今後検討してまいりたいと考えているところです。

次に、報告書の8ページ、提言⑤になります。小学校低学年の段階で基礎的、基本的な学習を定着させるということをお願いしています。このことにつきましては、本市では「小1プロブレム」の解消に向けました、幼児期の教育と小学校教育を滑らかに接続させるための教育課程として「スタートカリキュラム」を作成し取組を進めているところです。平成23年には小1プロブレムの発生率が19%ございましたが、年々減少することで平成28年には0%になっております。今後もこのように保・幼・小連携の取組を推進してまいりたいと考えているところです。先ほども申しました個人カルテにつきましても、小学1年からの取組もございますので、こういった有効活用もしてまいりたいと考えています。そして小学校低学年の段階で、少人数学級編成につきましても、今、国の基準では小学校1年生のみが30人、2年生以上は40人という基準がございます。県独自では国を上回り、小学校1、2年生は30名、3、4年生は35名、5、6年生が40名になってますが、今後もこういった少人数学級編成の継続と学年の引上げにつきましても、今後の県教育委員会へ要求してまいりたいと考えているところです。

次に、提言⑥になります。教員の指導力向上のため、部活動の在り方（外部人材の活用、部活動時間の縮減等）の検討や若年教員を指導する教員を配置するとございます。資料の4ページをご覧ください。ここに県の保健体育課が実施しています部活動サポート事業活用状況の一覧がございま

す。この事業は、年間120回以内の派遣を補助していただき、謝金を1回2時間程度3,000円ですが、そういった補助制度を活用しまして、現在、平成29年でこのような中学校が活用しております。このような活用を更に進めるとともに、県教育委員会にも予算の拡大を基にこういった学校が多くできることを希望してまいります。また、本市では本年度、「学校現場における業務改善加速事業」という国の事業に参加しておりまして、部活動の在り方について研究を進めている学校がございます。三里中では例えば月曜日は全ての部活動を一齐に休みをすることで、生徒や先生方にもゆとりができていくという中間報告等もいただいておりますので、そういった研究校の検証をして広めていきたいと考えているところです。さらに若年教員につきましては、学校教育課の学力向上推進員が初任者を対象に2か月に1回、年間5回程度学校を訪問し、授業改善であるとか、学級経営を中心とした指導・助言を行っているところです。又は人権・こども支援課の生徒指導スーパーバイザー等が若年に向けた研修の講師としても参加していただいております。

9ページ、提言⑦になります。ここは、学校教育の充実に向けた環境整備でございますが、資料の5ページをご覧ください。ここに放課後等学習支援員又は学力向上学習支援員という欄がありますが、平成28年、29年と実際学校に配置している支援員の状況でございます。平成28年、29年と予算要求をしっかりとしていく中で数は増えているんですが、小学校で27人から30人です。なお、平成30年につきましては、更に県教育委員会にも予算要求をしながら、県市共同での事業として、現在我々の思いとしましては、小学校全校配置をできるように予算要求をしていくところでございます。中学校につきましては全学校に配置できていますので、現状維持を保っていきたいということでございます。さらには加配教員の配置もございますので、県教育委員会に対しては強く強く要望してまいりたいと今後とも考えておりますので、実現できるよう努力してまいりたいと思います。以上です。

横田教育長

ただいまの学力向上対策の件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

森田委員

最後のところで放課後学習支援員の方が、中学校はもう全員一人ずつで、小学校は全校配置が目標ということなんですよ。これはお金の問題ですか。

学校教育課長

基本的には予算のことです。すみません、先ほど中学校と言いましたけれど、鏡中が小規模ということで、若干小規模校には配置できない現実があるんですね。一定規模の学校につきましては配置していますが、小学校はそういった一定規模の学校にまだ配置できてない状況がありますので、今後予算要求をしていき、配置を目指したいところでございます。

森田委員

提言⑤のところで小学校低学年の段階でまだ基礎的なこと、基本的な学習の定着という目標があるので、小学校もお願いをしていかななくてはいけないかなと思った次第です。中学校はカバーしているという話だったので。あと、小学校で学習支援員一人で大体どのぐらいの子どもたちをカバーしていますか。

学校教育課長

基本的には放課後、希望する生徒たちを個別指導をしていくということで、学校の教員と一緒にやっていくところがございます。

森田委員

なので、何十人もいる場合もあれば何人だけというところもありますよね。

学校教育課長

なお、午前中は授業中にTTというサポートをしていく場合もございます。

西森委員

7ページの提言③に関する記載では、育成を目指す資質・能力として知識・技能、思考力があって、学びに向かう力を育んでいこうと。これは新学習指導要領における理念であると、まず読み取って良いのでしょうか。これに関連する記載として点検・評価委員からの29ページに多分記載があって、一番下の白丸の「総括表にもあるように」と言っていて、ここで受験勉強ではなく社会につながった学びという感じで、ある程度そこをイメージでいうと、ちょっと対比的に受験勉強と社会とつながった学びと、こういう書き方になっているような感じがして。間違っていたら間違っていると言っただけならと思うんですけども、社会とつながった学びは間違いなく重要で、またそれは新学習指導要領でも非常に重視されてるんだろうとは思いますが、今までは何だったのかというのは、ちょっと素人ではよく分からなくて、今までも多分受験勉強とは公立ではしてないと思うんですよ。何か、生きる力とかいろんなことを目指してきた。だからシフトというか流れとしたら、今までやってもちょっと受験勉強ではなくて何かをやる。今度は学びに向かう力なんですかね。その辺りは私がきれいに言えないんですけど、前の学習指導要領にあったものと今回の学習指導要領で足したものと。多分そこは違う軸で受験勉強は脈々とみんなが一生懸命やってきたものがある感じなのかなと思うんですけど、その構図がある程度この読み取りで示しているのかどうか。何かあたかも今までの受験勉強をやった、今後はそれではなくて脱却を、みたいな感じで読めなくもないんですよ。すみません。そのように私は見えてしまっただけなんですけど。多分、実際にイメージされてる流れはそうではないんじゃないかと思ったわけです。それが一つこの書いてある記載事項に関しての意見というか質問と、そもそもその読み取りが違ってるということだったら全然意見を言う必要がないような状況ではあります。

それともう一つ若干気になるのが、これを文科省がどのように考えてるのかというきれいごとで教育のことを論じてもらっても最初に出口というのは、それこそ正に食べていくことなんだと思うんですよ。広い意味で言うと、要するに経済界がどういう人材を求めているのかとあって、今までも何で受験勉強、受験勉強となっちゃったかという、大学を受からなかったらその次の就職につながっていかなかったからであり、就職ももしかしたら予備校に行って就職のための受験勉強をやるというようになっていて、それはそれで多分切実な問題として常に存在するんだと思うんですよ。きれいごとでうちは受験勉強を一切させないなんて言った結果が、どこにも就職できませんでしただったら余りにも悲惨であるということになるんだと思うので、この辺りを文科省はどのようにその整合を考えてるのでしょうか。

というのは、法科大学院が悲惨なことになっているんです。法科大学院は12年ほど前に制度がスタートして、四国ロースクールも今年で廃止になってるわけなんですけど、当初、文科省は受験勉強をしないといけないと言って、各大学に徹底的にそれを通達して受験勉強するなど。抜き打ち検査が来たら受験勉強していないかをチェックしていたらしいんです。ところが、何年か前から合格率が大事だと言い始めて、合格率が一定程度達してなかったところには予算を配給しないと言い始めて、ころっと手のひらを返して、それで結局は私の言ったようにずっと受験勉強してた学校が生き残ったという現実があるんです。今回もそうやってきれいごとをずっと言ってくれるのは良いんですけど、その出口のところとか、社会に生きててどうこうということと、実際社会でどうやって経済的な力を得ていくのかということと、その辺りは文科省はどのように今の新学習指導要領で示そうとしているのか、その辺りをもしどこかで示されてるなら教えていただきたいと思うのです。

弘瀬教育次長

次期学習指導要領で文科省が言っている方向性は、これまで言っていた、いわゆる生きる力を育むという方向性については継承しますよということですので、つまり普段学校で行われてる授業についても抜本的な授業の方法を変える必要がないというスタンスです。それは現場に対してもそんなに大きく変わることはないですよという方向性だと思うんですけど、一番の変更点は目指すべき

ものが資質・能力を育む教育に転換しますよというのが大きく違うところだと思いますので、いわゆるそれぞれの教科で育む資質・能力をそれぞれの教科の専門性に応じて育てていきたいと思います。もちろんその中には知識・理解というものもありますし、思考力、判断力、表現力という、いわゆるB問題に関わるような能力も、それはこれまで言われていたところと方向としては同じだと思うんですけども、ただ、目指すべきものがやっぱり資質・能力を目指してやっていきたいと思います。そこが大きく違うところではないかなと。もちろんその3つの力の中に知識・技能というのがありますので、知識・技能を軽んじようということでは決してないと思いますので、いわゆる受験に必要な、と言っても良いのかもかもしれませんが、知識・技能も同様にやはり学力の基礎を担うものですので、そういうものも軽んじることなくやっていきたいと思います。ただ、根本的なところが資質・能力というところに転換した授業というのをやっぱりこれからは求められているというところなんです。多分、答えになってないのかもかもしれませんが。

西森委員

分かりやすく教えていただきました。今までは資質・能力を育むということは正面からは言われてこなかったということですかね。だって、教育は常に資質・能力を育むことじゃないんですかね。

弘瀬教育次長

今までも基本的には違ってはないと思うんです。いわゆるどちらかという、学習指導要領で示されていたものが内容ベースだったと思うんです。この教科ではこういうものを達成しようということ、その内容ベースだったものが資質・能力として育みましょうということと転換したというのが大きく変わったところではないかなと。知っていること自体を問うということではなくて、その知識を使って何ができるようになるのか。何ができるようになるのかというところが各教科の求めている資質・能力としての目標に当たるものではないかなと考えております。

西森委員

そういうことですか。分かったような感じがします。3年生は分数ができるようになりましようとかではなくて、数についての概念を深めましようみたいな感じになるというか、どんどん数についての概念が算数世界がどんどん広がっていくように意識していくみたいな、そんな感じなんですかね。

谷委員

基礎・基本も大事です。

弘瀬教育次長

それは決して必要ないですということを言っているわけではないと思います。

西森委員

資質・能力といたら、本当は基礎・基本ができてることが前提で、応用力、発展力があるかということですよ。だから、目の前の取りあえず何か問題をこなしたじゃなくて、発展していけるようにするには資質・能力が高くないと、していけないですよ。

弘瀬教育次長

はい。そういう力を育むためには、やっぱり一定授業の構成もそういう力を育むような授業にしなければならないということで、主体的・対話的で深い学びを目指した授業に転換していきましょうというのが今の文科省の方向ではないか。だから、知識伝達式の授業だけでは決してそういう力を育めないで、「これ知ってますよね。覚えておきましょう」という授業ではなくて。

学校教育課長

我々が言っているのは、例えば10年前の平成19年に全国調査が始まったときに、国は既にA問題、B問題が出たとき、A問題がいわゆる短答式の解答、知っていることを書けば良いが、B問題ではいくつかの材料を自分なりに加工してとか、今の身の周りの生活にどのように落とし込んでいくかという、先ほど言った活用となってきます。これからの子どもたちには将来は身につけた知識をど

のようにいかせるかを問われている時代になるので、そういった子どもを育てるためには日頃の授業の中で、考えて考えて考えてと。自分だけの考えでなくて、友だちと考えながら新しいことをそういう中で発見していくとか、過去の自分が持っている知識を更に再構築させるとか、そういう力をこれからの子どもには付けていかなければいけない、ということのスタートが平成19年に始まったということなんですけど、なかなかその力も順調に伸びてないし、そういった力を出せる子どもに育ててほしいこともあって、今、授業の中ではそういった活用力を問うようなことを普段授業の中でどのように落とし込んでいけるかというところが、いろいろと伝えているところなんです。なかなか先生方もずっと今まで持っている自分なりのやり方もあって、皆それぞれ苦労している状況ではあります。

西森委員

分かりました。勉強になりました。

弘瀬教育次長

もう一つ補足させてください。これは上智大学の奈須先生という方がその説明を少し述べられてるところがありますので、それを少し引用して説明をさせていただくと、学力論は2つあるということらしいんですけども、一つは内容中心の学力論で、私がさっき前段でお話をしたように何を知っているかということで、授業や評価をする際に一般的な問いかけとして何を知っているかということ問うていた学力論です。それで、今、求められている資質・能力を基盤とした学力論というのが、知識を持っていること自体は決して関係ない、大事なことなんですけれども、ただそれを持っていけば良いということではなくて、それを使って生きていくことが大事で、そのためにはどんな場面でどんな理由でどの知識が使えるのか、どのように変換して使うのが分からないと使えない。いわゆる思考力、判断力というのにも必要になってくるということですので、今後はそういったものが今後の世の中ではもちろん必要になってくるので、様々な対人関係の中で知識・技能が使える必要がある。そういう学力論が今の指導要領で求められている学力論ではないかと述べられています。

横田教育長

もともと、何ができるようになるかをしていたのではないですか。今急にこれからはないといかないという話ではないですよ。もともと教育委員会で子どもたちの学力を保障し、進路を保障するということは、基礎・基本だけではとてもそれを保障することはできないので、何ができるようになるかまで現場で丁寧に積み重ねてきたのがこれまでの取組だったと僕は思うので、今から急にこんなことしなさいという話ではないだろうと思いますが、そこら辺りができていた時期とできていなかった時期が仮にあったとしたら、そういうことが十分できる環境が今整っているということは言えるのかもしれませんが、急に今から始めることではない気がします。

西森委員

今の書きぶりをどうしたらびたっとくるということまで申し上げられないし、多分これで良いのかもしれませんが。7ページの提言③に対応する取組という、本当に教育はころころ変わっても良いものでもないし、恐らくちょっと違う観点からやってみようと言ってるだけで、常に普遍のものを目指して、人間性を高めていくというか、資質を高めて生き抜いていくための力を身につけるにはということやってきたんだろうと思うので。今までのものが全然違って直さなきゃというニュアンスではないということですよ。これ書いてあるものも決してそうではないですよ。より良いものを模索して違う観点からやってみるっていう。だからどうこうとことでも全くないんですが。

もう一点、この文科省の考え方と、ここに書かれていることの整合性について一つ分からないことがあって、私は結論的には高知市のこの書いてある内容は良いと思うんですけど、文科省というか最近学校について多分即戦力みたいな技術を身につけさせるとか社会で使えるみたいな、そういうことに飛びついてる傾向がすごくあるなと報道なんかで薄々感じるんです。それを見たら教養が

どんどん軽んじられてくというか、何か遠い昔に住んでたどこかの外国の偉人のことを知ることが一体何の役に立つの、みたいなことが言われちゃうと、下手したら抜けていってしまうんだと思うんですね。社会で活用できるとか応用できるとかいうことと。だけど広い世界に出ていけば出ていだけで、むしろそちらの方がためになるというか。いかに恵まれた、計算できても良いのですけど、すごい能力があるのは良いんですが。どこに行ってもいろいろな外国の人とも話ができる、どういうレベルの人とも話ができる、時には自分一人でも全然生きてて退屈ではなくて、場合によったら何かこう死にたいと思ったときにそれを食い止める力にもなってくれるかもしれないという、そういう教養を身につけるということを、私はこの高知市の書きぶりだとすごく重要で、書かれてる感じがするんですね。高知市のは学びに向かう力と言っていて、正にその人が目の前のことじゃなくて、教養を身に付けて生きていく力を、自ら目指す力を書こうとしてるのかなという感じがして、私はこれで良いと思うんですけど。文科省の新学習指導要領はそこはどうなんですかね。資質・能力という言い方をしてるのは、これはやっぱり応用力という方向で着目すると、冒頭に申し上げたみたいな、即使える知識をちゃんと身につけてきて、みたいな感じにすごく浅薄に聞こえるんです。教養という部分はどう見てるんですか。教養はまだ新学習指導要領では余り読み取れない感じなんですか。どちらにしても教養は大事にしてやるということで良いんですよね。

横田教育長

記述についてはどうですか。新学習指導要領の中で教養という位置付けとか、考え方を示してる文はないですか。どうもないんですね。

西森委員

大学とかだったら特にそういう傾向が示されていませんか。国の方針というか、専門学校化、技術学校化していったみたいな感じの。すみません、ちょっと問題を複雑にしちゃってるのかもしれませんが。

森田委員

学びに向かう力とか人間性とか、その辺りに教養というか。何て言うんですかね。

谷委員

もっともだと思っんですけど。だから教養はすごく大事ですし、大学にも教養科目があって、1年生にいろいろと知って、そしてまた高度な専門性の所に行くみたいなことがありますよね。この文科省の小・中学校の学習指導要領の中に教養という言葉はあんまり見慣れないというのもありますね。やはり小・中学校で力を入れなければいけないのは、基本的な知識であるとか、技術もそうですけど、やっぱり掛け算もやり方、計算の能力と。いろいろなものの基本を学びながら、でも、それだけではなくて今一層学習指導要領で力を入れているのは、例えば算数でも具体的に自分が実際に買物に行って計算したときにどうするのかとか、その生活とつなげた学習であるとか、そういったものを重視、大事にしていく。そういう知識・技能を活用して考えたり判断したりとか、表現したり話すとかね、家庭で。いろいろなそういう部分を重視してやっていくというのが、これからの資質・能力という言葉は何か新しく資質・能力とかが出てきているんだけど、我々もずっと育てようとしてきた力ではあるという、そこはおっしゃるとおりだと思いますけどね。ただ、そういう単に知識を覚えるとかいうことではなくて、自分自身が考える部分を大事にして、そして自分から学んでいこうみたいな気持ちとか力を育てていくみたいな、そんな部分が強調されているとは思いますがね。そこは大切なところだと思うし。

横田教育長

まだいろいろご意見もあろうかと思いますが、対象事務がまだ残っておりますので、一旦この辺でとどめておいて、また後ほどあれば最後にまとめてお伺いできるかと思います。

一旦、次の対象事務2に移りたいと思います。

不登校対策の推進についてでございます。まず事務局からの説明をお願いします。

人権・こども支援課生徒指導対策監

まず最初に、不登校対策の推進についてです。先日の定例教育委員会で改善策の検討の部分で、予防的な観点を含め学校スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがいかにチーム学校と連携していくかというご意見をいただき、修正をいたしました。修正箇所は12ページの(2)の最後に「不登校の児童生徒理解を深め、予防的取組を進めるために、外部専門家や関係機関等と学校が、チーム学校として組織的に連携し合えるように調整を図る」という形にしました。

続きまして、意見、提言を基に順次担当所課から説明をしていってまいりますのでお願いします。

少年補導センター所長

13ページをご覧ください。児童生徒等自立支援教室運営事業については、生徒の特性や背景に応じて支援を行っていることを評価していただきました。ただ、委員からは通所する児童生徒は少数であり、目標達成のために一人が占める割合が大きいため、引き続き一人一人の児童生徒に丁寧に対応するようにご助言をいただきました。評価委員からは、学校復帰や将来への希望を持たせるために学校や他の関係機関との連携を強化する必要があるとのご提言をいただきました。学校や担任との関係が十分に構築されず、学校が児童生徒や保護者と連絡が取れず、進路決定の時期を控えて困っているケースや、学校は自立支援教室に通所することは児童生徒本人にとって望ましいと判断し、本人や保護者を説得して通所することになったものの、本人は嫌々来ているケースがございます。意欲を持って通所させ、学校復帰や進学、就職を実現させるために学校や関係機関との連携を強化することは大変重要であると考えております。児童生徒の出欠、学習状況等は毎月、学校に報告しております。

また、毎回、補導センター職員がケアリングを行い、本人の気持ちをほぐし、人間関係を築きながら、不満や悩みを引き出すことに努めておりまして、気になる点があれば、その都度、学校や保護者と情報共有を図っております。学校が生徒や保護者に連絡が取れず、進路決定にも苦慮しているケースでは、自立支援教室を退所した際に、段階を追って保護者も含めた進路面談を設定すべく現在調整をしております。丁寧に保護者と面談や電話連絡を行い、思いを聞き取り、学校に伝達したり、逆に学校や担任の考えを本人・保護者に伝える等、関係修復への支援を今後も図ってまいりたいと考えています。今後、連携を更に強化していくために、学校側に働きかけ、児童生徒個々のケース会を開き、児童生徒一人一人に合わせた目標設定や支援内容、ゴールイメージ等の共有化を図るだけでなく、関係機関も交えて、更なる支援の広がりと内容を充実させたいと考えております。以上でございます。

人権・こども支援課生徒指導対策監

続きまして、14ページをご覧ください。学校カウンセラー推進事業につきまして評価委員からは、市内の50校に16人の学校カウンセラーを配置し、5,000件を超える相談や他機関との連携を行っており目標を達成している。また、カウンセラーが積極的に事案に関わり、本年度は学校カウンセラーがチーム学校になくはない存在になりつつあるとの評価をいただきました。

以下、いただいた2つの提言とその取組についてご説明させていただきます。

まず、提言①に対しまして、学校カウンセラーの配置拡充（予算の確保）や、児童生徒、保護者並びに学校が活用しやすい体制の構築についてということに対しまして、学校カウンセラーは児童生徒、保護者、学校からの相談に臨機応変に対応するために勤務予定曜日を変更したり、学校外でも相談を受けております。相談時間も予定勤務時間を超過して対応している場合もあります。年間の定められた勤務時間内で対応を行っており、年度末には活動を制限せざるを得ない状況が生じることも予想されます。このようなことを生じさせないように、学校カウンセラーが活用しやすい体制の充実を図るために、今後も学校カウンセラーの緊急派遣等も含めた予算確保に向けて継続して要望を続けてまいりたいと思います。

続きまして、提言②の学校カウンセラーに対し、学校の中でどのような相談活動ができるかに焦点化した研修を実施する、というご提言に対しましては、現在、学校カウンセラーの研修については例年3回の研修を行っていました。しかしながら、近年の相談件数の増加や相談内容の複雑化、多様化、中身で申しますと不登校、いじめ、発達における特性、児童生徒の生命に関わる事案等から校内での連携、医療等含めた他機関連携との対応力の向上は喫緊の課題であると考えます。学校内で情報共有を活性化させるために、学校からの伝達事項や相談活動の内容を活動記録として残り、情報共有を行い、場合によっては他機関との迅速な連携につなげております。また、採用1年、2年目のカウンセラー3名につきましては、勤務校へスーパーバイザーを派遣し、現場での支援、指導を行いました。約一人につき2時間程度です。その他にも学校カウンセラーが実際に対応した事例を持ち寄り、スーパーバイザーから分析の仕方や具体的な対応についての指導、助言を3回行っております。今後も相談技術にとどまらず具体的な支援のための手法等について学ぶ機会を増やしてまいりたいと思います。以上でございます。

教育研究所長

スクールソーシャルワーカー活用事業についてご説明させていただきます。15ページからよろしくお願ひします。評価委員からは児童生徒の不登校の背景には、家庭を始めとした様々な環境との相互作用から生じている問題が存在していることを踏まえ、本市の取り組んでいるスクールソーシャルワーカー、以下SSWと申しますが、厳しい家庭状況へのアプローチは大変有効な施策であり、成果も上がってきていること、また困難な問題に対しまして積極的に関与していることについて評価をいただきました。一方、事業における達成レベルを「問題が解決した」を25%、「好転した」を40%とするとしておりましたが、平成28年度の解決した割合が10.5%、好転した割合は34.7%であることから、しっかりとした分析に基づいての見直しが必要であるとのご意見もいただきました。

それでは評価委員さんから3つの提言をいただきましたので、それについて述べさせていただきます。

まず1つ目です。SSWの活用については、地域ごとによりばらつきがあることは当然のことではあるが、認識についてばらつきがあることは好ましくないということから、教職員へのスクールソーシャルワーカー活用に関する周知の徹底について提言をいただきました。認識不足によりSSWを効果的に活用できず、不登校児童生徒の背景や家庭状況の見取りが不十分であったり、組織的な対応ができなかったりするといけないので、SSWの役割と活用内容等について教職員や保護者、地域の関係者に対して文書等を作成し配布するとともに、校長会や研修会等においても発信を続けていきたいと考えております。

次に、平成27年度と比較して、平成28年度の問題解決の割合が10%程度減少している現状を踏まえ、PDCAサイクルを働かせることの必要性から問題の解決に至る、あるいは至らない理由の分析をスクールソーシャルワーカー担当者が行い、連絡協議会で情報共有をすることを提言していただきました。この問題解決の割合の減少について、担当としての分析ですが、平成27年度はSSWが新しく8名増え16名となり、中学校16校区への派遣となった初年度であるため、新しいメンバーが初めて担当し、それぞれが学校や家庭等との関係を築きながら現状把握に努める中、話を聞いて終了し、解決したとするケース等も多く含まれていることが考えられます。その一方、平成28年度は同じ体制で2年目になったことも踏まえ、学校の認知も高まり、依頼内容が学校だけでは解決し難い複雑な背景を持つケースが中心になってきたことなどにより、問題が解決したケースが減少したと考えられます。このことは、平成28年度は16ページのグラフ1にありますように、支援人数が減少しているにもかかわらず、グラフ2のように訪問活動の回数の増加や、グラフ3の連携した関係機関等が増加していることから見て取れると言えます。あわせて解決率につきましては、ケース内容や支援年数にも関わってくるため、担当としてもより詳細な分析が必要とも考えております。

支援状況につきましては、連絡協議会において課題や支援内容等の共有はもちろん、分析、改善、次の手立て等、PDCAサイクルを確立させ、それぞれのケースにおいて質的にも量的にも支援の充実が図れるような連絡協議会にしていきたいと考えております。

最後に、スクールソーシャルワーカーに対し、学校の中でどのような活動ができるかに焦点化した研修を実施するという提言をいただきました。現在行っております連絡協議会で、それぞれのケース会等の共有や、県のスーパーバイザーやチーフスクールソーシャルワーカーからの指導、助言をいただいているところでございます。今年度はより効果的な活動ができるよう、高知市の生徒指導スーパーバイザーとの連絡協議会や、高知市の福祉管理課の就学支援員、高知市社会福祉協議会のワーカーとの連絡協議会も開催し、情報交換を行うとともに、支援内容の向上やソーシャルワークの資質向上を図っているところでございます。以上で説明を終わります。

横田教育長

担当課が少年補導センター、人権・子ども支援課、教育研究所、3つに分かれておりましたので、それぞれ分担をして説明があったところです。

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。どの分野からでも構いません。

西森委員

17ページのグラフ3について質問があります。機関ということなのですが、児童家庭福祉というのがちょっと分かりにくいような気がするのですが。私分からないだけですかね。分野としてこうだということで、例えば3つ目の警察等というのは大体警察だなんて誰でも分かると思うんですけど、この児童家庭福祉は何を指してなんですかね。

教育研究所長

福祉課、また子ども家庭支援センターとか子ども未来部等も含まれます。

横田教育長

それは、高知市の福祉事務所にあるそれぞれの担当課のことを今言ったんですよね。生活保護を担当している福祉管理課。それから子どもの家庭での状況を確認するため、子ども家庭支援センターが子ども未来部にありますし。そうしたところがこの件数の内訳に入ってる全てですか。他には県の児童相談所も。それで大体総数が占められるという状況ですか。

教育研究所長

はい。

西森委員

そうすると行政の区分、これは大体どういう区分けになるんですかね。何か高知市内の機関であると言われたら、それはそれで一つの区分けだと思うんですけど、今のは高知市に限らず、例えば児相とか県になってきますし。

教育研究所長

子どもに関わって、例えば児童相談所でありますとか、県の機関でございますが、先ほど説明させてもらいましたように、高知市の子ども家庭支援センターということで、子ども中心に考えて高知市にとどまらず、高知県も含めて考えてはおります。その子をどこの機関につなげるといいますか、そこと連携することが望ましいのかを考えて、SSWが連携を図っている状況でございます。

西森委員

例えば児童家庭福祉というジャンルには、一般にあとは市でいったらこういう機関、県でいったらこういう機関、行政だったらこういう機関、民間だったらこういう機関がありますみたいな、その元の表みたいなのはあるんですかね。要するに、これをぱっと見て私みたいな門外漢が分からないだけなのか、あるいは誰が見ても、これは人によって分類が違いますというレベルの話なのか、そこがこの表として示すときに市民の理解として分かるのか、共通認識があるのかなと思うんですけど。

教育研究所長

それぞれの機関がどのような活動をしているのかについては、いろいろなパンフレット等での説明での理解はあると思いますけども、このような示し方であると、確かに委員さんのご指摘のとおり少し分かりにくいかもしれません。

西森委員

省庁の管轄ごとに分かれてるとかだったら、まだ分かるんですけど。

横田教育長

このグラフ3の下に提言③があって、その中には高知市の福祉管理課とか社会福祉協議会とか書いてあるけれども、あくまでもこのグラフ3は提言②に対する取組の説明なので、ちょっと言葉が、解説が足りてないかもしれませんね。

それと、生徒指導スーパーバイザーとか何をしてるのか、ある程度分かりやすいですけど、高知市の福祉管理課と言われても、知らない人はここはどんな事務を担当しているのか分からないので、例えば生活保護のこういう分野について担当しているとかがあった方が、初めてご覧になる方には分かりやすいです。そういうところが例えば提言②、③のところの取組の説明の中ではちょっと省略があるというか、少し言葉を添えた方がグラフを見てて分かりやすくなるのではないかと思います。

教育研究所長

ありがとうございます。

西森委員

さっきと似た質問になってしまうのですが、結構意外だったのが、スクールソーシャルワーカーについてはまだちょっと周知が徹底されていないんじゃないかみたいな指摘があって。何かもっと学校の一員みたいな感じで、学校の先生方が、「あ、困った。じゃあスクールソーシャルワーカーに相談しよう」みたいな感じになってるものだと思ってたら、案外そうでもないという現状認識が示されてると思ったんですけど、事実そうなんですよねということと、あまり交流はないんですかという気がして。結構、みんなが何でも相談持ち込んでるかと思ってました。

教育研究所長

先ほどありましたように、学校によってというところが非常に大きくあります。本当に学校の中で相談をされて関わり合いを持ってくださってる方もいますけども、認知が低いという書き方をしておりますが、学校の中で活用し切れていないというものがあります、件数におきましては。その部分を今後やはりしっかり、書かせて説明もさせていただきましたが、SSWの関わりによって、やはりその子の児童生徒の背景というものをしっかりつかんだ取組ができるようになると思いますので、その部分を認知を図るとともに活用を促していきたいと思っております。ただ地域によって活用が少ない地域があるのも事実です。

特に、学校の中にいつもいる場所があるわけではなくて、本当、時間のときに来て、次はどここの学校と動いている部分がありますので、ちょっと先生方との時間がうまく、学校の中でコーディネートしてくださってる方がいるんですけども、うまく活用しきれてないところもありますので、またそこをやっていききたいと思えます。

横田教育長

それは学校によってはSSWがチーム学校というものの一員に入ってる学校と入っていない学校があると。

教育研究所長

位置付けとしては入ってるとは思いますが、しっかりタイムリーなというか、そこでの活用ができていないところも。

横田教育長

それは教職員にSSWの役割とかいうことをもう少しきちんと周知を図らんといけない、そこが足りてないということですか。

教育研究所長

という面もあると思いますので、まず知らせることをやっていきたいです。

横田教育長

よく指摘されることの中に、個別の事例でこういう成功事例というか、うまくいったとかいうような事例を紹介することによって、そういうケースにはそういう対応ができるんだということを広く知ってもらってということもよくあると思うんですけども。それで、もうちょっと手を足さないといけないところがあるということだったら、もうしないといけなくなるし。

谷委員

確かにSSWは学校が理解しにくいというか、十分でない部分がありますね。いろんな関係機関と、その子どもの実態とか状況を見て、関係機関とつなぐとか、そういうものがSSWの中心的役割みたいになってるけど、実際にそうやって活きるのであれば、チームの一員としてやるのであれば、やっぱり学校の中で具体的にどんな活動ができるかをSSW自身も自覚し、また学校も理解するという、そこは研究所がもう一步入ってその学校の活性化を促すような、それが必要じゃないかなと私もすごく思います。

それと、もう一つはスクールカウンセラーはチーム学校としてやっていくとしたら、もっともっと勤務時間が長い方が良いと思うんで、常勤が一番良いと思うのですが、なかなか予算的にはそういうことが難しいかもしれないけど、やっぱり学校として本当に必要であるスクールカウンセラーなので、そういう要望をちょっと強めにしても良いような感じがしますね。

人権・こども支援課生徒指導対策監

スクールカウンセラーについては、今、県の状況は県下全校配置の方向に動いておりまして、高知市においても先に入れていただきました。ただ、委員さんがおっしゃるとおり、小学校では3.5時間が平均した勤務校になっておりますので、例えば、西部中学校区でいきますと、21時間の3校ありますので、傾斜の配置も実際あるのは事実ですので、そういった面も含めて、小学校の課題もありますところから、小学校の重点配置についても要望しているところです。国自体も平成30年を目途に全校配置を目指していきまして、今現在、全国で200校程度、半日勤務の週5日でやっています。高知市におきましても、研究所に週に2回ですけれども配置をしていただいているところですが、なかなかまだ週5日間の配置は厳しい状況で動いておりますので、まして予算のことを申しますと、国からの3分の1、2分の1の事業ですので、国からのお金が下りてきたとしても、県の状況でまたカットされるというところもありますので、財政上のことになると思いますが、そこは県の人権教育課とのやり取りをしながら、いち早く高知市は全校配置にはしていただきましたけれども、本当にずっと今課題が非行傾向のものから心因的なものが多くなってきている中で、非常に重要なご指摘をいただきましたので、すぐにでも県に要求をしていきたいと思っております。

谷委員

強く強く要望してください、是非。

横田教育長

他によろしいでしょうか。なければ、また次もう一つありますので、進んでからということにさせていただきます。では続きまして、対象事務3、特別支援教育の充実について、事務局の説明をお願いします。

教育研究所長

資料は21ページからになります。特別支援教育の充実について説明をさせていただきます。まず、前回の説明させていただいた部分から変更した点でございますが、22ページを開けてください。4

の見直しの(1)取組を進めるに当たっての新たな課題等のところをご覧ください。発達障害の診断、判断のある児童生徒についても、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」以下「個別の諸計画」と言いますが、その作成率は特別支援学級在籍児童生徒については100%達成できておりますが、通常の学級に在籍している児童生徒については十分に作成できていない現状があることを課題と捉え、二次障害の防止と自立した社会生活を送れるようにするためにも、一人一人に必要な支援内容的な把握と支援が必要であることを付け加えました。また、今回は取組の中に知的障害特別支援学級充実研修を入れて評価をいただくように提案をしておりましたが、目標との関連が分かりにくい等々のご指摘もあり、今回は外しまして、3つの取組について評価をしていただきました。

それでは、委員さんからいただいた意見・提言への対応について説明をいたします。23ページからご覧ください。特別支援教育の充実に対する事務事業は、発達障害の科学的な研究の進歩と社会における認知の広がりとともに、障害者差別解消推進法などの法整備が整う中、インクルーシブ教育システムを構築しようとする非常に意義のある取組であると評価をいただきました。また、個別の諸計画の作成につきましては、ほぼ目標を達成しており、特に中学校等においては前年41.6%から大きく改善している点を評価をいただきました。併せて、大切なことは、計画に基づいた指導と支援を適切に行うことであるということをご指摘していただきまして、8つの提言について対応する取組を進めていきます。

まず、提言①の小中学校等における個別の諸計画の作成率100%達成の早期実現と、提言②の個別の諸計画の質向上についてです。発達障害の診断、判断のある児童生徒に関する個別の諸計画の達成率は先に述べましたように、特別支援学級に在籍する児童生徒には100%達成できておりますが、通常の学級に在籍する児童生徒につきましては、十分作成できているとは言えない現状があります。発達障害の診断、判断のある全ての児童生徒について、個別の諸計画を作成し、適切な支援を行うためには、まず、作成できていない児童生徒の実態を把握することが必要であると考え、本年12月の調査の際には個別の諸計画が作成されていない場合は、学級担任に理由の調査を併せて依頼し、状況把握を行い、作成率100%に向けての協議と取組を実施し、改善を図ってまいりたいと考えております。個別の諸計画の質的向上に向けましては、特別支援学級に在籍する児童生徒に関しましては、例年5月に提出を求めていますので、指導主事等で確認をして担任にフィードバックしていきたいと考えております。また、通常の学級に在籍する児童生徒につきましては各学校へ訪問した際に、支援会において提出を求め、質的向上を図るように支援してまいります。

次に提言③、ページは24ページになっておりますが、計画を実行できる教員の力量を高めるような研修の充実についてです。本年度行っております研修は、特別支援教育学校コーディネーターに対しての研修会、若年教諭を対象とした年次研修、また、希望者に対しての選択研修を行っております。それらの中で特別な支援の必要な児童生徒の支援の在り方や、個別の諸計画の意義や作成のポイント、評価指針等についての研修を行いました。併せて、支援会へ指導主事等が参加した際には、支援会の中で諸計画に基づいて協議を行い、改善を図っております。次年度はこれらの研修の充実を図るとともに、特別支援学級を訪問して個別の諸計画を基に、具体的な支援の実践についての研修も実施したいと考えております。

次に、提言④の支援会を充実させる又は支援会に出向かなくとも、支援や指導計画が実行されているか否かを確認するシステムの構築についてです。各学校で特別支援教育の実践の要となるのが、特別支援教育学校コーディネーターです。そのことを踏まえ、特別支援教育学校コーディネーターの教育実践力の向上を図るとともに、支援会を積極的にコーディネートするよう働きかけてまいります。また、支援会の内容としましては、児童デイサービス等の福祉機関や医療機関等の外部機関とも連携したり、児童生徒を取り巻く資源を活用したりするとともに、個別の諸計画に基づいてPDCAサイクルを働かせて協議することで充実を図りたいと考えております。併せて、指導主事等

は特別支援教育学校コーディネーターと積極的に連絡を行い、進捗状況等情報交換していき、学校における支援の充実を図ってまいります。

提言⑤は、個別の諸計画作成に関するノウハウを通常の学級へ広げるよう、財政当局へ事業化を働きかけるについてです。特別支援教育は、ご存じのように一部の児童生徒のためのものではなく、学校教育全般において行われるものでございます。提言にもありましたように、個別の諸計画の目標設定や手立ての見立て等を通常の学級に在籍する児童生徒に広げていくことは、学級集団づくりや授業づくりにおいて、とても意義深いことであると考えております。学校において、特別支援学級担任がセンター的役割を果たすことができるようになれば良いと考えており、学級担任の資質向上を図るために、特別支援教育スーパーバイザー等の訪問研修など、研修の体制の充実を図りたいと考えております。

次に、提言⑥の相談業務多様化・多忙化へのサポートができる人材の確保についてです。学校教育への期待感の高まりもあって、就学に関する相談件数の増加、特別支援学級や通常の学級における相談件数も増加してきております。それらの相談においては、特性に応じた合理的配慮が求められ、ニーズの多様化、複雑化が年々顕著になり、相談業務に携わる担当者には専門性が求められていると考えます。高知市においては、医療機関への受診も長期間待たなくてはならない状況で、教育委員会としまして、医学的見地から専門性のある的確な分析や実態把握を行うことができる臨床心理士等の専門家の配置も含め、連携が必要と考えているところです。

次に、提言⑦の特別支援教育の認識を深めることができるような、学級担任等への研修の実施についてです。本市におきましては、特別支援教育の充実を図るため、年次研修や管理職への研修、専門課題等研修等で特別支援教育についての研修を重ねて実施しております。一方、それぞれの学校では、課題に応じて校内研修で講師を招聘した講演会や、児童生徒の事例研修を行っており、特別支援教育の充実が図られております。今後も継続して研修内容についての協議を行い、学校のニーズに合ったものになるよう研修の充実に努めてまいります。なお、特別支援学級における在籍児童生徒のうち、80%以上の児童生徒が在籍する知的障害特別支援学級と、自閉症・情緒障害特別支援学級については、教育課程が通常の学級とは異なるものを作成することが求められておりますので、学級担任のより一層の資質・指導力の向上を図るよう、教育の専門家等による訪問による研修の必要性もあると考えております。

最後に、提言⑧の市や県の関係機関と連携した人員配置についてです。本市にはこども未来部があり、子ども家庭支援センターや保育幼稚園課とは引き続き連携を図ってまいります。また、評価委員からのご提案にもあったように、こども未来部へ教員を配置し、就学相談を行い、教育委員会に引き継いでいく連携も有効ではないかとも考えております。なお、提言⑥でも述べましたが、本市に臨床心理士等を配置し、医学的見地からの専門的な助言を得られる教育相談システムを構築するなど、市教委の各署課を含め、様々な部局との連携による人事配置も有効ではないかとも同時に考えておるところでございます。以上で説明を終わります。

横田教育長

特別支援教育の充実については8項目の提言があり、その対応について説明があったところです。この点に関してご質問等ございましたらお願いいたします。

森田委員

23ページの提言①、②に対応する取組というところで、通常の学級に所属する学校が把握している児童生徒についての作成率、こういうのはなかなか十分ではないのは全国的なんでしょうか。特に高知県はとか、あと都市部ではこうだけれども、地方はちょっと難しいとか、そういうことですかね。

教育研究所長

すみません。自分でそのデータをしっかり持っているわけではございませんので、確かな答えにはならないかもしれませんが、通常の本市で特別支援学級に在籍している児童生徒には、諸計画の提出を義務付けておりますので、全部把握をしております。もちろん、入級しているということは発達障害の診断・判断があるということですので。ただ、通常の学級になりますと、小学校のときから引き継いで、そのことを学校が把握できている子もいますし、できていない子もいる。保護者から教えられている場合もあるし、教えられていない場合もあり、十分ではないということであります。ただ、高知市以外の所の調査ができておりませんので申し訳ございません。

森田委員

通常の学級では、そこは義務付けでもないわけで、ちょっとグレーゾーンみたいな形で、今まだ支援が必要な子どもたちもまたこの中にやっぱりいる状況があるんですね。

教育研究所長

通常の学級にもいるということです。

横田教育長

その作成率は十分であるとは言えないというところですけど、これ分母は把握できているんですか。

教育研究所長

調査のときに、学校の人数の報告はありますので、その分母は分かります。そのうち何名が特別支援学級でありますので、その部分も分かりますが、その後、数名の部分が多分学校が把握している診断、判断のある生徒ということになってくると思います。

横田教育長

分母が把握できているのであれば、それを高めてくださいという教師への働きかけは具体的にできるわけですね。

教育研究所長

先ほども申しましたように併せて調査をさせていただいて。様々な理由があるとも思われますので、それぞれのご家庭で、保護者との話にもなりますので、そんな理由も調査しながら可能な部分を進めていきたいと考えております。

西森委員

今の辺りでちょっと関連するんですけど、まず表記だけの話でいうと、34 ページの上から3行目に指導・支援を実施すること、これは句点で、2つがあって、これは多分読点が良いのかなということ。丸になっていますので。

あと、このこととは関係ないんですが、そのページの下で、白丸の2つ目の中ほどに、「あるいは、支援会に出向かないでも、(特別支援教育スーパーアドバイザーを使って?)」という書き方があって、この報告書では、ちょっと見慣れない書きぶり、これも当時のニュアンスが残ってるのか、何となく違和感があるので確認をされても良いのかなと、評価委員さんに。これは正に表記だけの問題です。

これに関わる場所として、先ほどお話が出たように、23 から 24 ページにかけての作成率の達成が難しいというこの点なんですけれども、24 ページの1行目に「作成率 100%に向けての協議と取組」とありますが、協議の主体としてはどこをお考えですかというのがあって、担任さんが作ってくださる、おたくはできてないですよ、ではなくて、何か相談に乗ってあげるべきだと思うんですね。やっぱり担任がこれを作るのがかなり難しいのは後ろを読んでても分かりますので。しかも、通常学級を持つことを前提に学んでこられた先生方であるとすれば、結構難しい案件なんだろうなと思いますので、協議の主体に是非どこかで加わって、直接一緒にできた、できてない、頑張っ

やなくて、相談に乗って一緒に作るという体制があった方が良いのではないかなと思いました。協議の主体はどこになりますでしょうか。

教育研究所長

この協議の分ですが、前段にもありますように調査をして、できていないものに、どうして書けないのという理由が分かって、様々な理由があると思います。それをどのように、主体は学校と一緒に出向いて行うようになると思います。主体は、学校で開くようになると思います。こっちへ来るわけではないだろうし、コーディネーターも含めてやっていく必要があると思います。

西森委員

担任を孤独にはしないということで。

教育研究所長

もちろん担任にやっておいて、というものではないです。なぜできないのかというところからの部分で。

西森委員

分かりました。

横田教育長

こうやったらできるでしょうということまでです。

教育研究所長

そこまで詰めてませんが、共有してできないのであればできない、つらいねという共有ですね。次の一手を考えます。

教育研究所特別支援教育班長

それぞれの学校の中には校内委員会というものがあまして、特別支援教育に関して話し合う、それぞれ授業研究とかいろいろなものを話し合います。そちらでまず実態把握をしていただいて、どの担任が誰に対して書けてないのかという把握をした上で、まずは学校の中で、その校内委員会において、その、なぜ書けなかったのかというところの埋め合わせをしていただけたらと思います。お忙しいとかいろいろな理由の中で書けてないのであれば、協力してまず書いていただくとか、そういう策を構えていただき、それからどうしてもなかなかないところで、我々が入って保護者と話をするというようなことが出てくれば、それも一つ考えている内々の案なんですけれども。まずは主体が学校の中でそういう実態をきちんと把握していただく。何となく書けてないという状況があったら、数的改善を一つ図れるかなとは思っておりますので、まずそこを徹底、明確にしたいと考えております。

横田教育長

ほかにはございませんでしょうか。よろしいですか。そうしましたら本日、対象事務1, 2, 3とご協議いただきましたけれども、全体を通してちょっと抜かっていたところがありましたら、学力向上対策、不登校対策の推進について、何か言い抜かった、聞き抜かったところがありましたら、構いませんので、出していただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

西森委員

前から順番に行きます。3ページですが、この表が非常に小さいので、読むことは少し期待できないのかなという感じに見えるんですけど、文字の部分までは。これはイメージ図で載っているのだったらこれで良いんだと思うんですけど。

横田教育長

平成28年度の学力向上対策、小学校、中学校の分。これは読めませんね。

学校教育課長

資料の1ページに全面にしてこのぐらいなので。

横田教育長

これは、中身をしっかり見てくださいというよりは、イメージで掲載している。

学校教育課長

アクティブプランの方を見ていただきたいと思います。

西森委員

分かりました。次に、14 ページですが、下から4行目に、以下スーパーバイザーという部分があるんですけど、これは全体の表記を見ると、以下、何々というところもあつたりして、全体統一した方が良いのかなというところがありました。

横田教育長

ここは書き方が大体決まってると思うので、その書き方に合わせておいてください。

西森委員

あとは、もう一つ30ページで、上から7行目ですが、重要と考える、丸のちょっと下ぐらい、括弧で始まって、(いわゆる「読み、書き、計算」の定着)、これも他とある程度表記の仕方があるのではないかなという気がしますので。

横田教育長

ここも他の部分とそろえるように、統一した書き方になるよう、もう一回確認をしておいてください。

森田委員

6 ページですが、個人カルテは紙媒体でずっと残していくんですか。それとも、パソコンの中にデータで誰かがサインインするとずっと見れるようにするのか。要するに、どちらがどうかはちょっと分からないんですけど、この引継ぎとか、長い間見たときに紛失したとか。

実は、本学も教員養成の学生について個人カルテを紙媒体としてたんですけど、今、これを電子化する話も出ていまして、どちらが継続的に先生が入力されたりとか見ていくときによろしいかが、今後検討されるんだったら、現場の先生が一番やりやすいことをされた方が良いかなと思いました。

最後は、先生がお忙しくなるかなという気もして、第一の学力向上対策で、先生が勉強できる時間の確保も要るのかなと。私も現場の先生と話していると、「最近全然勉強してない」とか、「どうしたらいいですかね」みたいな話をするときがあつて。勉強は競争のための勉強であつて、でも、勉強は受験勉強の中にも社会に役立つための勉強もあるわけで、学問をする先生たちの時間確保のために資源をいただいて、そのサポートする方に、お金を付けていただくとか、そういうことも強く要望していかないと、先生の勉強時間がないということが報道もされていたので。

学校教育課長

1点目の、個人カルテをどのように継続、伝えていくかということですが、まず小学校から中学校へということもありますので、基本的にはデータでの保存が中心になろうかと思えます。紙媒体で、本人や保護者にはお渡しするので、両面での場合によって取り扱い方がその時々で変わっていくと思っております。

森田委員

保護者も見ていくんですか。

学校教育課長

随時、継続的に見ていくということになっていきます。

あともう一つ、先生の時間的なことですが、今、業務改善ということで、いろいろと試行錯誤しながら、例えば校務支援員の配置で、学校でどのように改善ができるかを研究をしている最中ですので、そういった報告を受けながら、今後、先生方に余裕ができるような手立てができるように考えていきたいと思っております。

西森委員

これも本当に単に好みなんですけど、15 ページ目の写真がありますよね、上から1枚目の。何かすごい引っ掛かるんですよね。もうちょっと普通は真ん中に来ませんか。何でこの写真になってるんですか。半分がホワイトボードで、こちら側に何か写せない個人情報があるのかなとか、何か違和感があるので。

人権・こども支援課生徒指導対策監

すみません、下の写真だけにします。

横田教育長

ほかにはよろしいでしょうか。後でも構いませんので、お気付きのことがありましたら、また事務局に寄せていただきたいと思います。それから、ご意見いただかなかった部分でも、この後ちょっと小さな修正等ありましたら、これは事務局のほうにご進言いただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

はい。それでは、以上をもちまして、この件につきましての質疑を終了いたします。

市教委第52号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」は、本日の会議で出されましたご意見を報告書で反映をしていくことにしていただきまして、次回、11月27日の定例会で再度審議をすることとしたいと思います。事務局は、よろしく願いをいたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで、教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後4時25分

署 名

教育長

2番委員
